

1 回口頭弁論が開かれました。

10月2日（金）10時より、大阪地方裁判所第810号法廷で、第1回口頭弁論が行われました。当日9時30分の傍聴抽選券の配布には、100名を超える希望者がありました。残念ながら法廷には29名しか参加できませんでした。

法廷では、異例ともいえる被告代表の意見陳述を石橋武理事長が行い、今回の提訴の本質は①公益財団法人の解散、そして博物館の廃館を意図したものである。

②リバティおおさかが利用している土地の歴史的経過を無視し、土地を寄附した地元住民の部落差別撤廃と教育向上の強い願いを踏みにじっていること。

③当財団と当館の存在意義と社会的役割を否定し、大阪市自身の人権行政を自ら踏みにじり、その責任を放棄さえしていることを中心に意見を陳述し、提訴されているのは財団法人であるが、問われているのは差別撤廃と人権行政を推進する責任を負っている原告の大阪市であると結びました。

第1回口頭弁論は概ね、この意見陳述で閉廷しました。

その後、弁護士会館で報告集会を持ち、弁護団長の丹羽雅雄弁護士より、今回の裁判の意義と今後の展開と支援の拡大を力強く説明いただき、各弁護士からも今後の争点の説明と意見表明がありました。

次回以降の報告集会では人権に関する博物館資料の紹介を行い、博物館の活動紹介も行います。次回の公判は大法廷（定員100名）で行われます。

第1回を超える皆様の参加とご支援をこの場を借りてお願いします